

平成28年度

茨城県国土利用計画審議会議事録

I 日 時 平成29年1月26日（木） 午後1時30分～午後3時10分

II 場 所 県庁11階 1106会議室

III 出席者

【委員（50音順）】石川 信，海野 透，小瀬梅子，加倉井豊邦，久保田三枝子，佐藤信勝，説田賢哉，豊田 稔，山形耕一（会長），渡邊洋子
※欠席委員：鬼澤邦夫，望月直美，柳下文江，和田浩美

【茨城県】 今瀬企画部長，角田参事兼企画課長，白土水・土地計画課長，松本地球温暖化対策室長（環境政策課），大舩農業政策課長，水越次長兼林政課長，小林都市計画課長，伊佐間新エネルギー対策室長（科学技術振興課）

IV 議 題

1 審議事項

- (1) 茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更について〔水土諮問第1号〕
- (2) 茨城県土地利用基本計画（計画図）の一部変更について〔水土諮問第3号〕

【開会】

定員数（7名）の充足を確認し、開会

【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

【議事録署名人指名】

山形会長から、議事録署名人として石川委員及び説田委員が指名された。

【会長あいさつ】

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

世界的に見ますと、英国のEU離脱、米国のトランプ大統領の就任等があり、言い方によっては従来潜在化していた不満が噴出してきている、また、自己主張が強くなる社会に移行してきているように思います。

このような風潮の中では、自己利益の主張や身勝手な論理、一時期よく言われたただ乗り、使い捨てというような言葉があてはまるような傾向が強くなる恐れがあると思います。

一方で、土地利用行政につきましては、地球、国土、県土にわたる環境の保全、社会システムの連携を維持する、そういうことを目的に、総合的、システムの判断が重要となりますし、一方では、こういう自己主張の盛り上がりという風潮に基づきまして、創意工夫を伸ばすという柔軟性を持って、行政にあたることが重要と考えております。

さて、当審議会は、国土利用計画法に基づき、知事の諮問に応じ、県内区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項等を調査審議するために設置された機関でございまして、国土利用計画が目指すところの「土地利用上の課題に対応した県土利用を進め、良好な生活環境の確保と県土の更なる発展を目指す」という基本目標の達成に向け、大変重要な役割を担っているところでございます。

本日の審議会では、昨年9月に知事から諮問がありましたとおり、茨城県国土利用計画を土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化することについて、引き続き皆様に御審議いただき、本審議会から知事に答申をしたいと考えております。

また、本日付けで、土地利用基本計画図の一部変更について、知事から諮問がありましたので、この件につきましても、併せて御審議いただくこととなっておりますので、忌憚のない御意見・御提案をお願いしますとともに、適正に審議してまいりたいと考えております。審議会の円滑な運営に努める所存でございますので、委員の皆様にも御協力いただきますようお願いいたします。

【事務局あいさつ】

本日は、お忙しい中御出席をいただきますとともに、日頃より県政の推進のために格別の御尽力を賜っておりますことに、改めて心より御礼申し上げます。

さて、かつて経験したことのない、人口減少・超高齢化という大きな課題に直面している中、一昨年、国において、初めて人口減少下における国土の利用に関する基本的事項を定めた第五次国土利用計画の策定や、昨年、県においては、県政の一層の発展を図るため、「人が輝く元気で住みよいいばらき」を目指す、明日の茨城づくりの指針となる新しい県総合計画「いばらき未来共創プラン」を策定したところでございます。

このような中、昨年9月に本審議会へ諮問させていただきました土地利用の調整等を示す茨城県土地利用基本計画書の変更につきましては、県土利用の長期的な構想を掲げている茨城県国土利用計画を統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化するものでございます。

山形会長の御挨拶にもありましたが、国土利用計画が目指す「土地利用上の課題に対応した県土利用を進め、良好な生活環境の確保と県土の更なる発展を目指す」という基本目標の達成が大変重要であり、更なる県の発展の基盤となるものと認識しているところでございます。

本日は、ただ今の茨城県土地利用基本計画書の変更と併せて、本日付けで本審議会へ諮問させていただきました。土地利用基本計画図の一部変更についても、御審議いただくこととなっております。

委員の皆様には、大所高所からの御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、今後とも委員の皆様のお力添えをいただきながら、引き続き土地行政の推進に努めてまいりますので、一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

【議事】

1 審議事項

(1) 茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更について（水土諮問第1号）

○山形会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日、茨城県土地利用基本計画書の変更と計画図の一部変更の2点について審議いたします。まず、茨城県土地利用基本計画の計画書の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

配付資料を基に、水・土地計画課が説明

○山形会長

ありがとうございました。

十分に、市町村や委員の皆様のお意見を踏まえ、調整し、計画に反映しましたが、なお御意見等ございましたら、お願いいたします。

○山形会長

何か、ございませんでしょうか。

それでは、一言だけ私から申し上げます。

最後に説明されました五地域区分の調整指導方針の部分ですが、これまで、議長としても舌をかんでいたところですが、今回の改定で、いわゆる重複している部分が整理されたことはよかったと思います。

あともう一つ、農業政策課と林政課に、これは念押しみたいなものですが、先ほど、今回の改定で「原則として」という言葉を入れましたけれども、許認可の方針が今までと変わることはありませんね、という確認です。

○事務局

今回、実態を踏まえた文言になったということでございますけれども、これまでどおり農業地域として確保すべきところは残すという方針に変更はないと認識しております。

○事務局

林業につきましても、保安林につきましても、基本的に公益上の理由による場合以外は、実際に転用しておりませんので、従来と同じ取扱いになるかと思えます。

○山形会長

そのようにお聞きして安心しました。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、この審議事項につきましては、知事に「異議なし」との答申をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、知事に、「異議なし」と答申したいと思えます。

(2) 茨城県土地利用基本計画（計画図）の一部変更について（水土諮問第3号）

○山形会長

それでは、引き続きまして茨城県土地利用基本計画の計画図の一部変更につきまして、御審議いただきます。本日、26件ございますが、2つの部分に分けて進めさせていただきます。前半といたしましては、農業地域の縮小6件について、事務局から説明をお願いします。特に、このうち4件につきましては、都市計画上の区域区分の変更が行われる予定となっております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

配付資料を基に、水・土地計画課が説明

○山形会長

ありがとうございました。ただいま御説明のありました6件につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。関係各課から何か補足のようなのものはございますか。

○事務局

都市計画課でございます。先ほど会長からお話しいただきましたこの6地域のうち4地区、ここで言いますと1番と3番と5番と6番、これが先ほどお話しいただきました都市計画上の区域区分、市街化区域への編入に伴いまして農業地域が減少する場所でございます。

少しだけ補足させていただきますと、まず1番の結城につきましては、今回農業地域を縮小しますエリアに隣接する場所に工業団地がありまして、これがすでに完売となりまして、こちらに進出している企業からも進出要望が大変強いということで、組合が開発主体となり、土地区画整理事業という手法を用いて新たな工業団地を造るということでございます。

3番の常総市につきましては、別冊の資料の航空写真を御覧いただくとわかるとおり、近隣を圏央道が開通する予定となっております。この圏央道のインターチェンジの直近の場所で行われる造成でございます。これにつきましても、常総市が積極的に進めている事業でございます。先ほどの結城市と同じ手法で行うものでございます。

続きまして、5番のつくばみらい市につきましては、今週の月曜日でしたか、つくば市とつくばみらい市のみらい平を結ぶ幹線道路が開通いたしまして、その道路に接する場所であるとともに、その東側には工業団地がございまして、そこと隣接する区域でございます。こちらにつきましても、結城市及び常総市と同じ手法で進めるというものでございます。

最後に、7番の境町でございます。ここにつきましては、先ほどの常総市と似通った立地環境でございまして、境・古河インターチェンジの直近の場所で土地区画整理事業を行って、工業団地を造成するというものでございます。

○山形会長

ありがとうございました。2月26日に圏央道が開通いたしますので、その利益を地元波及というか実現するための仕掛けといったところでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、他にないようでしたら、この審議事項6件につきましては、知事に「異議なし」との答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

引き続きまして、計画図の一部変更について、森林案件20件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

配付資料を基に、水・土地計画課が説明

○山形会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○A 委員

先ほど個別の許認可の話がございましたけど、色々写真とかを見ておきますと、例えば太陽光発電施設を設置するといった時に、計画図の変更というのは、どういう段階で行われるものなのでしょうか。御説明いただけますでしょうか。

○事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。関係課の方でも補足があればお願いしたいと思います。

林地開発の許可でございますが、先ほど最初に申し上げましたとおり、具体的には、林政課が所管しています森林法により、1haを超える林地開発につきましては、知事の許可の手続きが必要だということになっております。結果、森林法の第10条の規定に基づく許可要件を満たした場合は、基本的に許可するという形になっております。

よって、1haを超えるものは、許可を受け、開発行為があり、開発が完了した後に、国土利用計画審議会の方で皆様にチェックをしていただくという仕組みになっております。

ただ、10haを超えたもの、例えば資料27ページの案件番号26番の阿見森林地域の場合ですと森林地域の縮小が20haということで、林地開発面積が10haを超えるものですから、このような場合には、森林審議会を受けて、許可が出て、許可が出た後に開発行為に入って完了する前に、われわれの国土利用計画審議会の方ですぐに皆様にお諮りさせていただくという、できるだけ早くにこの審議会でチェックしていただくという手続きになっております。

○山形会長

はい。よろしいですか。林政課から何か補足はございますか。

○事務局

ございません。

○山形会長

基本的には、森林審議会に先に審議していただいて、森林審議会の許可が得られれば着工していいんですね。

○事務局

まず、許可が通常のものであれば、許可の後に完了確認というものを行いまして、それで森林地域から削除するという形になります。今回の一番最後の案件につきましては、許可は得て着工はしたのだけれども、まだ最終的な完了までには至ってないのですが、国土利用計画審議会の方には諮ったというものです。

○山形会長

よろしいでしょうか。

○OB 委員

いいですか、関連で。常に事業が進捗している中で、既に出来上がっているということもあると。こういうことを（案）という形で諮るといことがいかなものかということを考えていたんですけれども。たまたま今、森林審議会の話が出たんですけれども、私自身も森林審議会の委員の1人でもあるんですよ。われわれが森林審議会で審議して良いと言ったものを、例えばこの国土利用計画審議会で案件として重複していると、立場上ノーとは言えない。果たして案件が重複していることが妥当なのかどうかということを含めて、すでにこの委員になった時に、これはノーと言えない答えを求められてどうなのかなという単純な疑問を感じましたけれども、いわゆる森林審議会とかを経て決めて上がってきたものだから、ノーと言わないで審議会でお墨付きを付けろというみたいなものだというふうに理解すると、非常に単純にわかりやすいんですね。どうも（案）ということで提案されると、ノーと言った場合にどうなるのか、差し戻しをした場合には森林審議会へ差し戻しをして、あと一回審議しろと言うのかどうか、その辺の説明を聞きたいくらいの感じなんです。太陽光なんかは、すでに設置されているものを（案）として出して良いか悪いかということの疑問は残りますけれども、委員になって3年目になるものですから、この審議会の中では、大いに結構じゃないですかという答えしかないのかなという認識なんです。ただ、今言うように、森林審議会との上下関係を整理しないと、例えば委員の選任にしても、片方で良いと言ったものを、ここへ来て悪いとは言えないというような審議会のあり方というのはどうなのかなと、考えとしては思うものですから。

○山形会長

はい。どこから回答を。

○事務局

水・土地計画課でございます。B 委員から御意見があったように、まさしくそういうことでもございまして、この国土利用計画法が制定された時からですね、個別の規制に関しては森林法であるとか都市計画法であるとか、そういったところで色々と議論して、この国土利用計画審議会につきましては総論でということですが、今おっしゃっていただいたような、「なぜかな。」といったところがあるということについては承知をしております、それについては、国に対してもわれわれは絶えず申し上げているところでございます。

その上で、この審議会では大所高所から色んな意見を聞きまして、それを各個別の審議会にフィードバックさせていただくということで、この国土利用計画審議会の存在意義があるのかなということで、われわれも認識をしているところでございます。

○山形会長

はい。ありがとうございました。今、水・土地計画課長の方から御説明がありましたが、

これが何というか非常にわかりにくいところでございます。私なんかは、実質的な許認可権限は、各担当課が持っている。その結果、土地利用基本計画の地図に齟齬が生じてしまった、実態と合わないところが生じてしまった。それに対して、計画図の方を変更いたします。その変更をしてよろしいでしょうかという承認なのかなと思って、今までやって参りました。それで、その承認が、仮にここで、今までに1件もないのですけれどもダメという話になった時には、その効力は各担当審議会の承認に遡るものではなくて、これは計画図を変えてはいけませんよというところまでの権限なのかなと思います。ですから、たぶんそのところは実質的な齟齬が生じたままになるでしょうし、ある意味からすると、そういう意見が出たという時には、その効力はひっくり返せないけど、今後、その種の案件について各担当部局の審議があった時には十分に注意してやってくださいというようなアドバイスの役割なのかと。各審議会に対して、国土利用計画審議会が、ある意味からすると間接的な監視体制を持っていると理解するしかないのかなと、私は思っているのですが、いかがでしょうか。

OB 委員

いや、それは最初から分かっているんです。そういうことが前提でものを考えるということとは分かっているんです。でも、あらかじめ審議会という形の中で諮られて、前の段階で細かいことを審議して、良いという計画が成り立ってきたものを上にあげているという段階的なことを考えると、既に下でみっちり積み上げてきたのだから、良いという答えを出すしかないのかなと。

OC 委員

そうではないんだよね。審議会が反対したら、反対の答申を出せばいい。何も問題はないじゃない。例えば、私は北茨城ですから、北茨城のこの土地は審議会でもノーとなったら、知事にノーと出せばいい。それで知事がノーじゃないって言うてくれても構わない。そのための審議会委員ですよ。ですから、ノーならノーでいいんです。イエスマンじゃないもの、私らは。知事から委嘱状も届いているんですもの。審議して、これは審議委員としてはまずいよとなったら、ノーってやって知事の方へノーですってやればいいんじゃないですか。

○山形会長

はい。非常に明快に言っていただきまして、ありがとうございます。ですから、その意味でね、やっぱりこれはまずいんじゃないのという意見は当然あってしかるべきだし、1つの審議会だけで判断するというわけではなくて、多角的に判断することが望ましいと考えております。そして、それを行政に課していくという立場があるのかなと思っています。

OB 委員

それはそうなんですけども。行政の中で積み上げてノーと言えないような段階を経て出してくるものだというように、われわれも理解しているところもあるんですよ。これをなかなか個人の委員に、これだけきた資料をノーと言える根拠、それから内容を突き詰めるということは、そんなに生やさしいものではないですよ。

○山形会長

はい、それは御意見として伺っておきますが、われわれが、各審議会ではどのような形でフィードバックされているか。もともと、特別な欠陥がない限り、「良し」としなければならぬという中で審議しているわけですが、やっぱり国土利用計画的に見た時には色々問題があるんじゃないのと、そういう意見は当然あるんじゃないのかな、というふうに考えております。この辺でこの議論は、とりあえず締めてよろしいでしょうか。

その他に御意見はございますか。

○OA 委員

大所高所からの議論ということ言うと、正直最後のところで計画書の中で結果がどう動いたかと言われても分からないところがあって、つまり、実際に森林がどれだけ減っちゃうの、農地がどれだけ減っちゃうのということが分かると、大所高所からの話がしやすいところもあるので、もしよろしければ、この次から、今、茨城県ってこういうふうな土地が使われているんですよという資料もあるといいかなと思いましたので。これはお願いということでございます。

○事務局

今、A 委員からありましたように、確かにそのとおりでございますので、次回以降は、そういった資料も揃えてですね、実態の数字等も示しながら審議いただきたいと思います。

○山形会長

はい、ありがとうございました。その他何かございますか。もしなければ、本審議会といたしましては、今日、諮問されました基本計画図の一部変更につきましては、知事に「異議なし」との答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。この審議事項については、「異議なし」と答申したいと思います。それでは、審議会の議事を全て終了させていただきます。

委員の皆様の御協力に感謝を申し上げて、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、今瀬企画部長から、皆様に御挨拶を申し上げます。

○事務局

ここで、委員の皆様に一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御審議を賜り、ありがとうございました。

茨城県土地利用基本計画書の変更や、近年増加傾向にある太陽光発電施設の設置などによる土地利用基本計画図の一部変更といった審議事項について、皆様から適切な御指導、御助言をいただきました。

土地利用基本計画書の変更につきましては、本日いただきました答申を踏まえ、今年度末に計画を決定し、適切な県土利用の推進を図るための指針を定めることができますのも、ひとえに委員各位のお力添えの賜物と感謝申し上げます。

本審議会につきましては、委員の皆様からの御支援、御協力を賜りながら運営をしてきたところでございますが、現在の皆様の任期が今月末をもって満了となります。なお、来月から、引き続き継続してお願いする委員の皆様には、略儀で大変恐縮でございますが、委嘱状を机の上に置かせていただきました。御確認くださいようお願いいたします。

山形会長、説田会長代理におかれましては、今回の任期をもって御退任されます。

山形会長には、昭和62年から30年間委員として、また、平成17年からは12年間の長きにわたり会長として、また、説田会長代理には、平成27年から2年間会長代理として務めてこられました。これまで本審議会にお力添えをいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、審議会が適切に運営してこられましたのも、ひとえに山形会長、説田会長代理の御尽力の賜物と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ここで、退任されるお二人を代表して、山形会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。

○山形会長

先ほど御紹介のとおり、昭和62年から30年間審議会委員として国土利用計画の策定、改定等に関与して参りました。このように長期間、審議会委員及び会長を務められたのも、現在並びに歴代の委員の皆様、県執行部の皆様の御協力のおかげと厚く御礼申し上げます。

少し感想を申し上げますと、わたくしが審議会に出席したばかりの頃は、今日のお話にも出ましたような事後承認の問題や審議会の意義に疑問を感じておりましたが、ある時期から、議案への質問等を通じて、担当各課の判断について意見を申し上げ、間接的ながらも土地利用認可の実質的な判断に反映してもらえればなという思いも強くなりました。

茨城県国土利用計画の策定を通じて、県土の開発と保全のバランスのとれた計画を描き出していく、そういうことによって、許認可を直接担当する各課のガイドラインのようなものに反映していただければな、とそういうふうを考えるようになりました。

国土利用計画法については昭和49年に施行されたもので、社会状況の変化により役割も変わってきてはいますが、県土の均衡ある利用はますます重要になっていると思います。

今後とも個別許認可の担当課、及びそれを総合的・将来的に見据えていく水・土地計画課の協力をもって、県土を将来にわたって、本日の計画書にもありましたように、活力ある美しいものとして発展させ、美しい県土を次世代に繋いでいけるように御努力をお願いしたいと思います。

委員の皆様並びに事務局の皆様のお力添えに重ねて感謝申し上げますとともに、皆様の御健勝、御活躍を祈念しまして、御礼の挨拶といたします。

長い間、ありがとうございました。

○事務局

山形会長並びに説田会長、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、審議会を閉会とさせていただきます。